

東京海上グループの 健康経営の取り組み

東京海上グループでは、社員の働きがいを高め、社員とその家族の心身の健康が重要であると「東京海上グループ健康憲章」を掲げ、健康経営の取り組みを推進しております。
また、自社のみではなく、お客様や地域・社会における健康増進への取り組みを支援することにより、社会課題の解決につなげ、健康で豊かな未来の実現に貢献することに取り組んでおります。

東京海上ホールディングスは
8年連続で健康経営銘柄に選定



東京海上日動の無料支援メニュー



健康経営優良法人
認定支援

認定取得支援を通じて
採用増などの企業価値向上に
貢献致します



女性向け
病気の治療と仕事の
両立支援セミナー

乳がんを含めた
病気の治療と仕事の両立支援
についてご案内致します

皆様の「健康経営度」をセルフチェックしてみませんか？

健康経営優良法人2023(中小規模法人部門)の認定要件である必須項目と選択項目を掲載しています。

認定までの3ステップ



必須項目

☒ 健康宣言の社内外への発信	☒ 経営者自身の健診受診	☒ 健康づくり担当者の設置	☒ 保険者への40歳以上の従業員の健診データの提供
☒ 健康経営の具体的な推進計画	☒ 受動喫煙対策	☒ 健康経営の取組みに対する評価・改善	☒ 法令遵守・リスクマネジメント

選択項目

① 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	① 定期健診受診率(実質100%) ^{*1} ☑ ●2021年度もしくは2022年度(申請日まで)の定期健康診断受診率が100% ●受診率が95%以上で未受診者に個別に受診勧奨している場合も可	② 受診勧奨の取組み ☑ ●イントラネット、掲示板、朝礼・会議等での再検査や精密検査の受診勧奨 ●メールや文書等でのがん検診等、任意検診の受診勧奨 ●がん検診等、任意検診の費用補助	③ ストレスチェック実施 ^{*2} ☑ (50人未満の事業場) ●50人未満の全ての事業場におけるストレスチェックの実施(50人未満事業場がなく、50人以上の事業場で実施している場合も可)
	④ 管理職・従業員への教育 ☑ ●管理職又は従業員への1年度に1回以上の研修(e-Learningを含む) ●個人に届く方法にて全従業員に対して1か月に1回以上の定期的な情報提供	⑤ 適切な働き方実現 ☑ ●残業の事前申告制度 ●任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇制度(お盆・年末年始休暇、慶弔休暇は除く) ●定時消灯日・退勤日(ノー残業デー等)等を設定	⑥ コミュニケーションの促進 ☑ ●従業員同士の交流を増やすための企画の実施(一言スピーチ、サンクスカード等) ●昼食会等のイベントの開催・金銭支援や場所の提供 ●ボランティア、地域祭り等に組織として関与し、従業員が参加するような働きかけを実施
② 健康経営の実践に向けた土台づくり	⑧ 保健指導の実施又は特定保健指導の実施機会 ^{*3} ☑ ●事業主側から対象の従業員に特定保健指導の案内を周知 ●社内にて特定保健指導実施場所を提供	⑨ 食生活の改善の取組み ☑ ●自動販売機や訪問販売等において健康に配慮した飲料・栄養補助食品を提供 ●食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートの実施	⑪ 女性の健康保持・増進に向けた取組み ☑ ●婦人科健診・検診への金銭補助 ●女性の健康関連課題等に関する理解促進のための研修・セミナーの実施
	⑫ 長時間労働者への対応 ☑ 一定の基準(月80時間以下)を超えた長時間労働者に対して、 ●本人に対して人事・労務担当者による面談・指導 ●管理職に対して人事・労務担当者による面談・指導 ●本人の業務負担の見直し	⑬ メンタルヘルス不調者への対応 ☑ ●メンタルヘルスの相談窓口の設置および周知 ●メンタルヘルスの外部相談窓口の活用および周知 ●従業員に対する定期的な面談・声かけ	⑮ 喫煙率低下に向けた取組み ☑ ●たばこの健康影響についての教育・研修 ●禁煙・禁煙継続を促す社内イベントを実施(禁煙月間・禁煙デー等) ●禁煙を促すアプリの提供
	⑩ 運動機会の増進の取組み ☑ ●運動奨励活動(歩数計配布、歩行や階段使用の奨励等)や、運動促進ツールの提供(アプリ、動画配信等) ●職場において集団で運動を行う時間の設定(ラジオ体操、ストレッチ、ヨガ等)	⑭ 感染症予防対策 ☑ ●インフルエンザ等の予防接種の費用補助(一部負担を含む) ●感染拡大時の事業継続計画の策定 ●全ての事業場における感染症予防環境の整備(有効な手指消毒液の設置等)	
③ 心と身体の健康づくりに関する具体的対策			

※選択項目は、(1)が①～③のうち2項目以上、(2)が④～⑦のうち1項目以上、(3)が⑧～⑮のうち4項目以上を満たし、かつ①～⑮のうち7項目以上を満たす必要があります。 ※認定までのスケジュールや認定基準等の詳細は、健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION! 健康経営」(<https://kenko-keiei.jp>)でご確認ください。 (*1)定期健診:労働安全衛生法(以下、安衛法)66条の一般定期健診、実質100%:健診直前の長期病気休職者や一年を超える海外赴任者等を除く (*2)ストレスチェック:安衛法66条10の心理的な負担の程度を把握するための検査等 (*3)保健指導:安衛法66条7の努力義務、特定保健指導:保険者の保健師等が特定健診(メタボ健診等)の結果から特定者の生活習慣を見直すサポートを行う

【ご連絡先】

〒380-8508 長野市南県町1081

東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 長野営業第一支社

TEL 026-224-0306



TOKIO MARINE
NICHIDO